平成２４年（フ）第３５８号
相模原市南区新戸2325番地１
破産者　亀﨑波津代
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５６５号
静岡県袋井市村松1965番地、破産手続開始決定時の住所静岡県袋井市山科2839番地の１
ブロタールＢ棟101号室
破産者　永島　寿晃
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９２号
静岡県浜松市中区和合町220番地の1811　ヒルトップ和合Ⅱ102号
破産者　田中　　雅
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
奈良県吉野郡大淀町大字北野34番地の12
破産者　東　　俊史
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１２７号
松江市矢田町37番地３　コーポ菅井203号
破産者　武永　浩司
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
香川県木田郡三木町大字氷上782番地８
破産者　鈴木　直三
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２５９号
香川県高松市観光町534番地２
破産者　西村　直芳
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２７３号
愛媛県松山市北斎院町668番地９、開始決定時の住所愛媛県松山市下伊台町1201番地39
破産者　伊藤　浩美
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０８号
埼玉県川越市大字藤間896番地８
破産者　君島小百合
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１号
京都府京丹後市網野町網野176番地の12
破産者　吉岡　　威
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１０２２号
北海道江別市大麻沢町１番地　大麻サンゴールドヴィラ７号棟7053、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒東４条10丁目８番17号
破産者　辻　　健二
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８６号
札幌市清田区北野７条３丁目８番26号
破産者　橋本絵理奈
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９５号
札幌市豊平区中の島２条４丁目４番10号　中の島コンパウンド902号
破産者　松田希代子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４８号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目１番15―104号
破産者　片岡つた子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８９号
宮城県亘理郡亘理町字上中野地47番地１、開始決定時の住所仙台市太白区柳生７丁目22番地１　アトリウムコーツ503号
破産者　山本　英幸
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
秋田市御所野下堤１丁目５番５号
破産者　小野　　誠
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
富山県高岡市問屋町276番地２　サンビレッジ611号、前住所富山県高岡市下麻生464番地
破産者　窪田　朝子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１２００号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字川南21番地
破産者　中野ひとみ
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部